

## 横浜国立大学におけるコンプライアンスに関する基本方針

この方針は、コンプライアンスの推進を図るため、横浜国立大学の役員及び教職員に関する行動規範となる基本的考え方を示すものである。健全で適正な大学運営、業務遂行を確保し、もって横浜国立大学に対する社会的な信頼を維持することを目的とする。

### I 基本的姿勢

- (1) 横浜国立大学の役員及び教職員は、大学の使命を自覚し、横浜国立大学憲章が定める理念、すなわち現実の社会との関わりを重視する「実践性」、新しい試みを意欲的に推進する「先進性」、社会全体に大きく門戸を開く「開放性」、海外との交流を促進する「国際性」を実現するため、教育、研究、大学運営、地域社会への貢献等に真摯に取り組まなければならない。
- (2) 横浜国立大学におけるコンプライアンスとは、「法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守すること」を言い、役員及び教職員は、その職務執行にあたり、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観と社会的良識をもって、公正・公平かつ誠実な職務の遂行に努めなければならない。
- (3) 役員及び教職員は、自らコンプライアンス違反を行うことはもとより、他の役員及び教職員に対し、コンプライアンス違反を行うことを指示・教唆することや他の役員及び教職員のコンプライアンス違反を黙認することを行ってはならない。
- (4) コンプライアンスとは、社会的な信用失墜行為が生じることを未然に防ぐという考え方を背景とする。したがって、役員及び教職員は、法令等を遵守すれば良いと言ういわば消極的な態度にとどまらず、大学の社会的な信用失墜行為が生じるリスクを念頭に置き、法令等の規範にない部分をどのように補うのか、を常に意識して行動しなければならない。
- (5) 大学の常識と社会の良識がかけ離れたところに不祥事が発生することを念頭に、役員及び教職員は、様々な場において常に自身への問いかけを行い、社会の良識とかけ離れないように努めなければならない。
  - ① その行動は、法律に違反していないだろうか
  - ② その行動は、本学の理念に違反していないだろうか
  - ③ その行動は、社会良識や倫理に違反していないだろうか
  - ④ その行動は、公明正大・透明に行っているだろうか

- ⑤ その行動は、事実を隠していないだろうか
- ⑥ その行動は、適時適切に社会の要請に応じているだろうか

## II 個別の留意事項

次に掲げる個別事項に関しては、大学におけるコンプライアンスの推進において特に留意すべきものであり、法令や学内の規則、学協会のガイドライン等を十分理解し、高い倫理意識と責任感をもって取り組まなければならない。

### (1) 役員及び教職員相互の信頼関係を確保するために

- ① 各自の人権を尊重し、差別や性的嫌がらせに繋がるような言動や個人の尊厳を傷つけるような言動は行わないこと
- ② 就業規則を十分に理解し、就業規則に定められた禁止事項やその精神に反するような不誠実な行為は行わないこと
- ③ 労働安全衛生に関する法令等を遵守し、健全で働きやすい職場環境を維持すること

### (2) 学生とともに

- ① 教育基本法を始めとする関係法令を遵守し、本学の教育理念の実現に向けて熱意を持って学生指導を行うこと
- ② 教育において学生の人格を尊重し、学生の能力開発、人間性・倫理性の深化を目指すこと
- ③ 学生の個人情報を適正に取得し、正確性を確保し、漏洩、滅失又は毀損の防止等に細心の注意をもって適正に管理すること
- ④ 学生からの相談・申し出等に対し、常に公正かつ誠実な態度で接し、迅速かつ的確に対応すること

### (3) 研究者としての信頼を確保するために

- ① 大学における研究が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に説明し、社会との建設的な対話を築くよう努力すること
- ② 他の研究者の成果を適切に評価するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け誠実な態度で対応すること
- ③ ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為、二重投稿、不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為を行わず、加担もしてはならないこと
- ④ 研究不正行為に対する対応について、その防止と併せ、自律・自浄作用の強化を

認識し、このことは研究活動を通じた教育の上でも重要であることを銘記すること

- ⑤ 研究費の使用にあたっては法令等を遵守し、適正な運営と管理に努めること
- (4) 地域社会からの信頼を確保するために
- ① 積極的な情報公開と広報活動を通じて、本学に対する理解と信頼の確保に努力すること
  - ② すべての教育・研究活動にあたって、環境保全を重視するとともに環境負荷の抑制に努めること
  - ③ 市民社会に脅威を与える反社会的勢力と断固として対決すること
  - ④ 地域社会の構成員として社会貢献活動に積極的に参加すること
- (5) 取引先の信頼を確保するために
- ① 取引にあたって、公正かつ自由な取引を確保しカルテルや談合、優越的地位の濫用など法令等の違反となるような行為は行わないこと
  - ② すべての取引先が本学と対等の立場にあるよきパートナーであることを十分認識して公正かつ誠実に対応すること
  - ③ 取引先との間の接待や贈答品の接受は職員倫理規則に基づき行わないこと
  - ④ 契約の締結等により知り得た取引先の機密情報について漏洩等のないよう、細心の注意をもって厳正に管理すること

以上

(参考)

## コンプライアンスが主として問題になる事案

### <基本原則>

#### ① 法令の遵守

<役職員の相互の信頼関係の確保のために><学生とともに>

#### ② 人権の尊重と差別解消

(障害を理由とする差別、男女差別等、セクハラ、パワハラ等のハラスメント)

#### ③ サービスの基本原則 (就業規則等)

#### ④ 安全衛生の確保

#### ⑤ 個人情報の保護

<研究者としての信頼の確保のために>

#### ⑥ 公正な研究活動の推進 (研究倫理、研究不正)

#### ⑦ 資金の適正使用と適切な財産管理 (公金不適正使用等)

#### ⑧ 知的財産の保護

#### ⑨ 安全保障輸出管理

<取引先の信頼の確保のために>

#### ⑩ 利害関係者との関係 (公務員倫理、優越的地位の濫用、守秘義務など)

<地域社会の信頼の確保のために>

#### ⑪ 情報セキュリティ対策

#### ⑫ 環境保全、環境への配慮

#### ⑬ 反社会的勢力への対応

#### ⑭ 積極的な情報公開とアカウンタビリティ (説明責任) の確保